省　令

○外務省令第十三号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項及び第四項並びに第四条第一項及び第四項の規定に基づき、並びに外務省の所管する法令を実施するため、外務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令を次のように制定する。

平成二十七年七月二十一日

外務大臣　岸田　文雄

外務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令

外務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十五年外務省令第六号）の一部を次のように改正する。

本則中「電子証明書」を「署名用電子証明書」に、「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。

○国土交通省令第五十五号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十九条の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月二十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二百九条の二第一項第四号中「同項第三号」を「同号」に改め、同条第二項中「又は口頭」を「、口頭」に改め、「含む。）」の下に「又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）」を加える。

附　則

この省令は、平成二十七年十一月十二日から施行する。